

(参考様式第4号)

## 農園利用契約書

(目的)

第1 この契約書は、(以下「甲」という。)が開設する市民農園(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)に基づき農地を貸付けるものをいう。以下「農園」という。)において、農園の借受者(以下「乙」という。)が農作業の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象農地)

第2 本契約の対象となる農地(以下「対象農地」という。)の位置及び面積は、別記記載のとおりとする。

(農作業の実施)

第3 乙は、対象農地において必要な農作業を行うことができる。

2 乙は、農作業の実施に関し、甲の指示があったときは、これに従わなければならない。

3 乙は、対象農地において雑草の繁茂又は病虫害の発生によって周囲の農園に被害が及ぶことが見込まれるときは、甲の指示に従って速やかに改善を行うものとする。

4 甲の責めに帰すべき事由により対象農地における収穫物が皆無の場合又は著しく少ない場合には、乙は甲に対し、その損失の補填を請求することができる。

(農産物の帰属)

第4 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

(賃料の支払い)

第5 乙は、対象農地の賃料 円を毎年 月 日までに甲へ支払わなければならない。

(契約期間)

第6 本契約の期間は、契約締結の日から 年間とする。

(行為の制限)

第7 乙は、対象農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(1) 建物及び工作物を設置すること。

(2) 営利を目的として作物を栽培すること。

(3) 対象農地を転貸すること。

( 契約の解除 )

第 8 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- ( 1 ) 本契約の解除を申し出たとき。
- ( 2 ) 本契約に違反したとき。
- ( 3 ) 周囲の対象農地などに迷惑を及ぼし、かつ甲の指示にも従わなかったとき。
- ( 4 ) 　　か月以上にわたり農作業を行わないとき。

( 料金の返還 )

第 9 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙が既に納めた賃料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は賃料の全部又は一部を乙に返還するものとする。

- ( 1 ) 乙の責めに帰すべきでない理由により農作業ができなくなったとき。
- ( 2 ) 本契約期間中に甲が農園を閉鎖したとき。
- ( 3 ) その他甲が相当と認めたとき。

( その他 )

第 10 本契約書に定められていない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、甲及び乙は記名捺印の上、それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

( 開設者 ) 甲	住所	
	氏名	印
( 借受者 ) 乙	住所	
	氏名	印

(別記)

農園利用の対象となる農地

1 位置

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

(注) 農園利用の対象となる農地の位置を斜線で表示する。

2 区画番号の面積  $m^2$